三　供給電圧及び周波数
四　料金
五　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
六　前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
七　契約の申込みの方法及び解除に関する事項
八　供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
九　供給の停止及び中止に関する事項
十　送電上の責任の分界
十一　電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その内容
十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
十三　有効期間を定める場合にあっては、その期間
十四　実施期日

（最終保障供給に係る約款の届出）

第二十七条　法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類
二　電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
2　法第二十条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類
二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給約款
三　前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第二十八条　法第二十条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十三の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類
二　料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給約款の公表）

第二十九条　法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域（離島を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（離島供給に係る約款において定めるべき事項）

第三十条　法第二十一条第一項の離島供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用区域又は適用範囲
二　供給の種別がある場合にあっては、その種別
三　供給電圧及び周波数
四　料金
五　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
六　前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容
七　契約の申込みの方法及び解除に関する事項
八　供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
九　供給の停止及び中止に関する事項
十　送電上の責任の分界
十一　電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その内容
十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
十三　有効期間を定める場合にあっては、その期間
十四　実施期日

（離島供給に係る約款の届出）

第三十一条　法第二十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類
二　電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
2　法第二十一条第一項の規定による離島供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類
二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島供給約款
三　前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

（離島供給約款以外の供給条件の承認の申請）

第三十二条　法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由を記載した書類
二　料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（離島供給約款の公表）

第三十三条　法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請）

第三十四条　法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　供給を必要とする理由を記載した書類
二　供給の相手方との契約書の写し
三　料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書
四　供給することにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書
五　供給するために電気工作物を設置する場合にあっては、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類
六　送電関係一覧図
2　経済産業大臣は、法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。